



財団法人鳥取県建設資源利用センター残土処分料の改定に伴う設計書の取扱いについて（通知）

技術基準の種類:設計・施工
通知日:平成13年 7 月25日

管 号 外
平成13年 7 月25日

部 内 各 課 長
日野総合事務所県土整備局長
各 土 木 事 務 所 長
姫路鳥取線用地事務所長
鳥 取 港 湾 事 務 所 長

} 様

土 木 部 長

財団法人鳥取県建設資源利用センター残土処分料の改定に伴う設計書の取扱いについて（通知）

このことについて、財団法人鳥取県建設資源利用センターの残土処分料が、平成13年 8 月 1 日から、現在の 1 立方メートル当り1,300円から900円に改訂されます。
については、設計書上の取扱いを下記のとおりとしましたので、適切に処理してください。

記

- 1 新しい処分料は、8 月 1 日以降の工事請負契約分から適用する。
- 2 8 月 1 日以前に契約した工事については、1 立方メートル当たり1,300円のままとする。
- 3 8 月 1 日以前に起工決裁した工事で、8 月 1 日以降の契約となる工事については、入札閲覧時の現場説明書に「8 月 1 日から財団法人鳥取県建設資源利用センターの残土処分料が 1 立方メートル当たり900円に改訂されたことから、契約後速やかに処分費を変更したもので変更契約する。」と明記する。
- 4 上記 3 の工事のうち、既に閲覧が終った設計書については、入札までに各指名業者に上記 3「 」を連絡すること。